

令和3年度 第1回酒田市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

日 時：令和3年8月5日（木）午後1時30分～午後2時30分

場 所：市役所3階 第一・二委員会室

出席委員：池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、富樫正幸委員、堀緑委員、阿部建治委員、桐澤聡委員、原田勇委員、阿部公一委員、佐藤洋委員

市 側：健康福祉部長、税務課長、納税課長、市民課長、健康課長、介護保険課長、国保年金課長、国保担当職員

会議録署名委員：石黒まさ子委員、阿部公一委員

協議案件：（1）令和2年度 酒田市国民健康保険特別会計決算について
（2）令和2年度 酒田市国民健康保険税収納状況について
（3）令和3年度 酒田市国民健康保険特別会計9月補正予算(案)について

報告案件：（1）69歳以下の高額療養費申請の簡素化実施について
（2）ジェネリック医薬品利用差額通知の回数増について

【1 開 会】

【2 会議録署名委員の氏名】

【3 市長あいさつ】 代理：健康福祉部長

【4 協議案件】

「会 長」

はじめに、「（1）令和2年度 酒田市国民健康保険特別会計決算について」、説明を事務局よりお願いします。

「国保年金課長補佐、国保係長、国保係調整主任」 （資料に基づいて説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

「A委員」

8ページの保健事業に関してですが、この保健事業に関して事業評価というのが、次年度の予算編成とか事業継続するかにおいて重要になってくると思います。数値目標があったのでしょうか。

また、(7)の健康教育で、参加者が特定することができている場合、その後の効果ということで、特定健康診査受診に繋がっているかどうか、追跡調査をしているのでしょうか。

「国保係長」

個々の事業につきまして数値目標を設定しているかということですがけれども、早期介入保健指導事業については、受診率の目標として30%の数値目標を設定しております。

追跡調査につきましては、健康教育の糖尿病・高血圧予防教室を例に申し上げますと、初回時と最終時にアンケートを実施しております。「体重の測定が日課になった」、「食事のバランスに気をつけるようになった」、「塩分を気にするようになった」等の行動変容があることを捉えております。

「A委員」

アンケートを実施したということですが、個人情報で難しいのかもしれませんが、そういった方たちが、特定健康診査受診を受けたかどうかという項目が入っているのか教えてください。

「国保係長」

健康づくりの各種教室の対象となる方が健診を受診した結果、特定保健指導の対象となりますので、基本的には健診を受けた後ということになります。

「A委員」

それで、翌年度にまた受けたかどうかというところまで、ずっと関連付けて対象者になっているのか、それとも1年ごとに終わっていくのですか。

「国保係長」

令和2年度に健診に参加された方につきましては、次年度も同じように健診を受けて頂いて、対象となればリストに上がってまいりますので、過去の受診状況などが確認できると思います。

「A委員」

(6)の早期介入保健指導事業で、受診率30%が目標ということですが、実際の数値が25.2%ということで、特定健康診査受診率と比較しても低い。確かに若年者に関しては、政策ではなかなか難しいというように思いますが、この数値を踏まえて、30%に行くまで毎年度実施するのか、それとも、低いので若年者に関してはも

う止めてしまうのか。

令和3年度も実施する場合に、何か改善点や工夫したアイデアがありましたら教えていただきたい。

「国保係長」

早期介入保健指導事業につきましては、酒田市のデータヘルス計画の中で定めている個別の保健事業の一つであります。令和5年度まで現在のデータヘルス計画となっておりますので、令和5年度までは継続して実施していく予定をしております。

なお、令和3年度につきましては、今年の5月に対象者の方に半額の助成券を既に送付しており、受診勧奨のちらしも併せて送付しています。

助成のクーポンにつきましては毎年見直しをして、より受診に繋がるような形のものを検討して実施しているところでございます。

「A委員」

どうもありがとうございました。私からは以上でございます。

「会 長」

他にございませんでしょうか。

「B委員」

令和2年度の医療費の状況の説明の中で、コロナによる受診控えによって、医療費が減額したというようなご説明がありました。医療費が削減されたという面ではメリットがあるのかなと思いつつも、反面、コロナで人と人が繋がりにくくなってきているという現状を見ると、特に地域での一人暮らしの高齢者の方々の心身面でのデメリットというものもあるのではないかと考えております。

現状として、その辺の影響というのは見えてはいないのかもしれませんが、例えば受診控えによって健康診断の再検査の方が、特に高齢者の方が増えてきているであるとか、あるいは介護の分野になるかとは思いますが、認知症の方の認知度が上がったであるとか、悪い影響が出ていないかどうかというところがわかれば教えて頂ければと思っております。

「国保係長」

健診の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が広がっていった去年の春頃、健診の受診の見合わせをしました。ある程度、落ち着きが見えてきた時点で再開して健診等実施をしてきた状況でございます。

「介護保険課長」

認知度につきましては、コロナ前とコロナ禍ということで比べたデータはありません。

コロナ禍でも、介護サービス事業所では感染対策を徹底し、事業を休止した事業所

はなかったので、介護サービスは継続してご利用いただいていたものと認識しております。

ただ、元気な高齢者の方の地域のサロンなどは、コロナの感染予防の面から休止したところもありました。まだ休止のままのサロンも若干あります。こういったサロンなどにつきましては、地域包括支援センターの生活支援コーディネーターや、自治会の皆様のご協力を得て、今年度中の再開に向けて、どういう風に地域に入っていくか介護保険課と地域包括支援センターの職員が検討しているところです。

「国保年金課長」

私から補足ですけれども、7ページの表をご覧になっていただければわかるとおり、令和2年度につきまして特定健康診査受診率、受診者が令和元年度よりも減っております。これは説明がありました通り、現在は速報値ということです。今年の10月末あたりに確定値ということで報告を上げることになっております。そのため、コロナの影響で受診率がこのような状況になっているのかどうかは言えないところではございます。

それから、医療費の関係でコロナによる受診控えの影響があったと思われるという説明はいたしましたけれども、実を言いますと、加入者お一人ひとりにアンケート調査を取ったわけではないので、コロナでこのような医療費になっているのかははっきりとわからないところでもあります。しかしながら、まずはあったのではないかとということが一つです。

それから二つ目といたしましては、昨年11月頃、健康保健組合連合会という大企業で組織している保険者が、昨年の緊急事態宣言があった時にアンケート調査をいたしまして、コロナで受診を控えたのかどうかという調査報告を出しました。

その際、受診控えにつきましては20数%ぐらいだったと記憶しております。この20数%が、果たして高いのか低いのかという判断はございますけれども、私どもとしては、あまり影響はなかったのかなという捉え方もしております。

これまで保険者は医療費適正化ということを周知してまいりましたけれども、コロナをきっかけに、加入者の方々も、セルフメディケーションという、ある程度軽い病気であれば、自分で責任を持って対処するという意識も芽生えたのかなと、あくまでも推測ですけれども捉えております。

医療費につきましては、令和3年の3月から直近の5月までの診療月で見ますと、前年の同期比で、一人あたり10%くらいの伸びを示しております。コロナの影響の反動かなというふうに捉えられなくはないですけれども、医療費の関係は、今後も注視しながら運営をしていかなければならないと捉えております。

「会 長」

他にございませんでしょうか。

(な し)

「会 長」

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

「(2) 令和2年度 酒田市国民健康保険税収納状況について」、ご説明をお願いします。納税課長。

「納税課長」 (資料に基づいて説明)

「会 長」

何か皆様から、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(な し)

「会 長」

ないようでしたら、次に進みたいと思います。

「(3) 令和3年度 酒田市国民健康保険特別会計9月補正予算(案)について」、事務局よりご説明をお願いします。

「国保係長」 (資料に基づいて説明)

「会 長」

ただ今の件につきまして、委員の皆様からご意見ご質問等はございませんでしょうか。

(な し)

【5 報告案件】

「会 長」

それでは、5の「報告案件」に入ります。

「(1) 69歳以下の高額療養費申請の簡素化の実施について」、「(2) ジェネリック医薬品利用差額通知の回数増について」事務局より説明をお願いします。

「国保係調整主任」 (資料に基づいて説明)

「会 長」

皆様から、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(な し)

【6 その他】

「会 長」

それではその他に入りたいと思います
事務局から何かございませんでしょうか。

「国保年金課長」

皆様方に配布しておりますが、「よくわかります！かんたん国保」という小冊子。それから「国保さかた」という広報誌、こちらは7月1日号広報に折り込んでいるもので今年度第1号となります。それから「国保のしおり」を置かせていただきました。

先月20日に国民健康保険の保険証を各世帯にお送りしたところでございます。これまでの保険証は薄緑色、今回お送りした保険証は薄茶色になっております。

平成30年度から保険証の印刷、同封する小冊子、それからジェネリック医薬品希望シールにつきましては、県の国保連合会に委託しており、県内多くの保険者で共通なものとなっております。

また、ジェネリック医薬品希望シールにつきましては、保険証の台紙の裏面にございまして、お薬手帳などに貼ってご利用いただけるようになっております。

それから「国保のしおり」についてでございます。今月1日から当課の窓口であらたに国保に加入した方に対してお配りしているもので、国保に加入して受けられる給付、健康サービス、国保税のあらましを掲載したものとなっております。この件につきましては、少し前に本協議会の委員から国保に入った場合のメリットやPRに、もっと力を入れてはどうかというご意見をいただいたことがございます。

これまでのところ、窓口におきまして、給付の小冊子、国保税のちらしをそれぞれ配布しておりましたけれども、一層のPRを目的に、当課の若手職員を中心に検討を重ねて、健康サービスを取り入れるとともに、加入者の利便性を考えてA3二つ折りといたしまして、この1枚で国保がわかるというものにしたものでございます。今後制度改正があった場合などにつきましては、その都度内容を更新していきたいと考えております。

【7. 閉 会】

「会 長」

何かその他ないでしょうか。

(な し)

「会 長」

以上をもちまして本日の会議を終了いたしたいと存じます。皆様どうもご苦勞様でした。